



漏水減免は、**郵送でのお申込みが可能です**。

なお、郵送の場合は申請前に、お住いの地域の水道センターまで電話等で事前相談してください。

	チェック欄	確認事項	ポイント
1	☐	漏水修繕を実施（完了）している。	・漏水後、修繕を実施（完了）していない場合、申請できません。
2	☐	大阪広域水道企業団の指定給水装置工事事業者で漏水修繕している。	・指定給水装置工事事業者以外で修繕した場合は、申請できません。 ※給水装置の軽微な変更を除く。
3	☐	減免対象は「料金」であることを知っている。	・修理費用はお客さま負担です。
4	☐	漏水箇所は、漏水減免の対象範囲（対象箇所）である。	・給水方式により、漏水減免の対象範囲が異なります。不明な場合は、お住いの地域の水道センターにご確認ください。
5	☐	過去に減免を受けた場合、1年を経過している。 ※過去に減免の実績がない場合は関係ありません。	・過去に減額の対象となった計量期間から1年を経過するまでの間は、減免できません。不明な場合は、お住いの地域の水道センターにご確認ください。



	チェック欄	必要書類	ポイント
①	☐	水道料金減免申請書（様式第1号） 水道料金等減免申請書（参考様式1）	・漏水修繕が完了してから申請願います。
②	☐	漏水修繕証明書（様式第2号）	・必要事項が全て記載された証明書を、修繕業者（大阪広域水道企業団の指定給水装置工事事業者であること。）から受け取ってください。
		自己修繕報告書（様式第3号）	・自己修繕は、軽微なもの（配管を伴わないもの）に限ります。例）トイレのボールタップなど
③	☐	漏水修繕前後の写真	・修繕前、取替部品、修繕後など、漏水箇所の修繕状況がわかる写真を添付してください。

【申請手続に必要な書類】

